

公益財団法人 日本骨髄バンク 第27回 業務執行会議議事録

日 時： 平成 27 年 5 月 19 日（火） 17：30～18：30
場 所： 廣瀬第 2 ビル 地下会議室
出席理事： 齋藤 英彦（理事長）、伊藤 雅治（副理事長）、小寺 良尚（副理事長）
加藤 俊一（理事）、佐々木 利和（理事）、鈴木 利治（理事）、高梨 美乃子（理事）、谷口 修一（理事）、橋本 明子（理事）
欠席理事： 岡本 真一郎（理事）
陪 席： 結城 康郎（監事）
傍 聴 者： 2 名
事 務 局： 木村 成雄（事務局長）、松菌 正人（総務部長）、大久保 英彦（広報渉外部長）、坂田 薫代（移植調整部長）、川原 順子（ドナコデパート部長）、小瀧 美加（新規事業部長）、小島 勝（広報渉外部 広報チームリーダー）、五月女 忠雄（ドナコデパート部 指導研修チームリーダー）、谷澤 魅帆子（移植調整部 国内調整チームリーダー）、渡邊 善久（総務部 総務企画チームリーダー）、末岡 弘光（総務部）

（以上順不同、敬称略）

1. 開会

開会にあたり、齋藤理事長より挨拶が行われた。

2. 業務執行会議の成立の可否

業務執行会議運営規則第 6 条により、本業務執行会議の成立が確認された。

3. 議長選出

業務執行会議運営規則第 5 条第 1 項により、業務執行会議の議長は理事長が当たることとされており、齋藤理事長が議長に選出された。

4. 議事録署名人の選出

議事録を作成するための議事録署名人は業務執行会議運営規則第 8 条により、議長及び出席した副理事長がこれに記名、押印しなければならないとされており、齋藤理事長、伊藤副理事長、小寺副理事長がこれに当たることとされた。

5. 議事録確認

第 26 回業務執行会議について確認し、全員異議なくこれを了承した。

〔議 事〕

6. 協議事項（敬称略）

(1) 平成 26 事業報告（案）について

木村事務局長より、資料に基づき以下のような説明が行われた。

本年度の新規ドナー登録者数は26,380人で、平成27年3月末の登録者数は450,597人となった。新規登録者数は、前年度と比べて6,373人減少した。登録窓口別の内訳は、①献血併行型登録会が17,612人、②献血ルームなど日赤固定窓口が7,688人、③集団登録会が554人だった。また、全国で実施した登録会の開催数は、献血併行型が3,588回、集団登録会が31回だった。

次に移植例数である。当法人が仲介した非血縁者間骨髄移植・末梢血幹細胞移植は本年度1,331件で前年度1,343件と比べ12件減少した。移植件数の内訳は、①国内ドナーから国内患者へが1,320件、②海外ドナーから国内患者へが3件、③国内ドナーから海外患者へが8件となっている。したがって国内患者の移植率（同期間の新規患者登録数と移植数の比率）は58.6%となった。予算上では、国内ドナーから国内患者への移植件数を1,350件で計上していたため、1,350万円の収入マイナスとなった。

次に法人運営である。（1）あっせん事業者としての許可については、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が平成26年1月1日に施行され、法律に基づく骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者として、平成26年4月1日付で許可を得た。

（2）公益法人変更認定と事業体制の整備については、法律施行に伴い、当法人の定款に臍帯血移植に関する事項を追加することとなり、6月11日に内閣府の認定を受けた。この結果、当法人の「医療委員会」「データ・試料管理委員会」「倫理委員会」および新設の「国際委員会」において、一部案件については臍帯血移植も含めた審議を実施できるよう体制が整備された。（3）関係機関との連携強化および新規業務への対応については、「造血幹細胞移植の実施に先立って一元的に患者登録を行う仕組みの整備」など新たな課題に対応するため、7月1日付で新規事業部を新設した。

次にコーディネート期間短縮の取組みである。平成25年12月に発足した「確認検査行程期間短縮に向けたワーキンググループ」で継続検討した。確認検査担当医師の新設などの提言を平成26年8月に答申した。

次に管理部門についてである。財政運営の（2）寄付金は、支援基金および経団連も含めて本年度1億5,580万円で前年度の3億2,849万円と比べて約1億7,000万円の大幅な減少となった。件数は8,315件で前年度の9,237件と比べて922件減少した。患者負担金等支援基金積み増しを目的として、日本経済団体連合会の協力で業界団体・企業を対象に寄付を依頼しており、26年度は7団体と4社からご協力をいただき、合計2,053万円となった。内訳は後ほど説明する。

次に法律施行に伴う対応である。（1）役員（理事）の追加選任については、法律施行後の組織運営体制の強化を図ることを目的に、一般社団法人日本造血細胞移植学会と日本赤十字社から新たに2人の理事を追加選任した。

以下は各論になるので説明は省略させていただく。また、データ資料として平成26年度事業報告参考資料案を添付している。後ほどお目通しいただきたい。

以上の説明の後、意見交換が行われ、理事会までに決算の説明を準備することで承認された。

（主な意見）

<加藤> 修正していただきたいところが数か所ある。①P14の「凍結申請の審査」は「骨髄凍結申請の審査」としておいた方が前後からの関係が分かりやすい。次

に資料案の中で、①P12 データセンター登録数に「減少数」とあるが、何と比較して減少なのか分からないので「取消数」と表現したほうがよい。②P13の表下「これまでの多発性骨髄種」を「以前の多発性骨髄腫」と表現した方がよい。③P17 非血縁者間の実施状況は年度でデータが示されているが、他の資料等に引用するときに暦年のものを使用する場合があるので、その分のデータを追加してほしい。④P29 登録患者の動きは暦年で表記されているが、これだけ暦年で表記されているのは何か訳があるのか。

- <坂田> 2013年の1年間に登録した患者が翌年の2014年12月31日現在どういった状況であるのかのデータである。
- <加藤> それは分かっている。この資料全体を通して年度を基準として作成されているので、この資料だけが暦年である理由を知りたい。
- <坂田> 以前から暦年で作成している。
- <加藤> 私も気付いていなかった。
- <伊藤> この事業報告(案)は、6月9日の理事会で審議に諮るのか。
- <木村> そのとおりである。本日は事前の説明である。
- <伊藤> 普通は事業報告と決算報告を同時に出すのであるが、決算報告の準備はできているのか。
- <木村> 決算が算出されたばかりなので資料はまだでき上がっていない。
- <伊藤> 理事会前の業務執行会議は、今回が最後である。そうすると、決算報告はいきなり理事会に提出することになる。その段取りはいかがなものか。
- <木村> 決算作成作業が5月の下旬までかかるので、5月の業務執行会議に報告することは時間的に難しい。数字はできているのでこの場で概要を報告させていただく。経常収益は、予算16億3,500万円に対して15億3,500万円であり、約1億円のマイナスとなった。経常費用は、予算より500万多かったがほぼ予算どおりとなった。そのため経常増減額は1億500万円の赤字となった。もともと予算が3,600万円の赤字であったため、予算比約7,000万円の赤字増である。非常に厳しい決算となった。詳しいことは理事会で説明させていただく。収益減の主な原因であるが、受取寄付金が予算比で△4,600万円、患者負担金が△3,900万円、診療報酬が△1,300万円であったため、合計で約1億円の減少となっている。対策については、理事長と検討していく。
- <伊藤> 6月の理事会の際に、26年度の事業報告および決算報告をして、とりあえずは27年度中にできることを検討し、抜本的な対策については時間がかかると思うので28年度の事業計画および予算の中で検討するとして、1億円以上の赤字が出たことに対する説明をしてもらいたい。
- <小寺> P11の④拠点病院との連携であるが、これは財団と拠点病院との関連ではなく、学会との関連ではないのか。財団と拠点病院との関連というのは、基本的には採取が他の病院ではできないときに無理をきいてもらうという一つの側面があるわけであって、そういうことで拠点病院が新たに5つ設置され、その内2つは関東地区に設置されているが実態はどうであるか。無理をきいてもらうことはできているのか。
- <小瀧> 駒込病院および東海大学病院は、採取をもともと引き受けてくれている。
- <小寺> この2つの病院設置により採取期間が短縮できるであろうとは思えないのだが、

そういう働きかけを拠点病院にしているのか。

<小瀧> やっている。

<小寺> そうであるならば、それをここに記載したほうがよい。このところは「学会と共に」と文言をつければよいと思うが、同時に財団独自の拠点病院との関わりというのはそういうことであるのだから、その旨の記載をしておいたほうがよい。

(2) 個人情報保護方針等の改正について

松菌総務部長より、資料に基づき以下のような説明が行われた。

平成 17 年 4 月 1 日に個人情報の保護に関する法律が施行された。本法人では「個人情報保護方針」「個人情報保護基準」「プライバシーポリシー」を策定し、個人情報の厳格な取扱いに努めてきたところであるが、法施行から 10 年が経過し、個人情報に対する意識の高まり、また情報技術の飛躍的發展など、個人情報を巡る環境は著しく変化している。ここで必要な例規の改正を実施したい。この案件については、財団の中にプロジェクトチームを設置し、各現場から担当者を選任し、定期的に検討を重ねてきた。今回はその一つの成果と考えている。

次に個人情報保護方針等改正の目的である。目的は次の 3 点である。①雇用関係にない関係者に対しても、その責任の重要性に鑑み、漏えいとの違反行為があった場合は損害賠償を求める旨明記すること。これは、財団関係者には、雇用関係ある職員等だけではなく、ボランティア等の雇用関係にない方々もいることもあり、一律に就業規則を適用することはできないことを考慮したものである。②個人情報管理システムや記録媒体の技術的進歩に合わせて定義等を見直し、最新のシステムや機器に対応できるようにすること。③個人情報の管理体制を充実させ、その保護の厳格化を図ること。また、情報の重要度に合せた取扱い方法を明確化すること、である。

次に諸規定の改正である。個人情報保護方針の一部改正として、退職後の役職員や、登録ボランティア、説明員、コーディネーターは雇用関係になく直接的には懲戒の対象とならないことから、「懲戒」に損害賠償を求める旨追加する。個人情報保護対策基準の一部改正として、○個人情報を取扱うシステム環境及び記録媒体の変更による定義の見直し、○個人情報管理体制の整備、○個人情報の重要度レベルによる区分の設定、○個人情報の外部への漏えい、外部からの侵入を防止するための人的・物理的・技術的対策を追加する。

実施時期は平成 27 年 6 月 9 日を予定している。これは次回の理事会の際にご審議いただき、その決議をもって以後実施するためである。

以下、個人情報保護方針、個人情報保護対策基準、プライバシーポリシーの各々について、新旧対照表に基づいて変更箇所の説明があった。

変更箇所の概要

◇ 個人情報保護方針

- （懲戒）第 6 条第 2 項に損害賠償の対象とすることがある旨追加

◇ 個人情報保護対策基準

- 第3条(2) 情報システムに、「基幹系システム」「公関係システム」「情報系システム」の定義分けおよび(3) 媒体に、画像データ等を追加
- 第7条2に、個人情報管理チームの中に具体的な作業チームの設置を新たに規定
- 第8条2に、個人情報の重要度によりレベルⅠからレベルⅢまでの3段階に分けることを新たに規定
- 第25条の2に、役職員等はパソコン等を机等の固定物に括り付ける等の盗難対策を講じなければならない旨を新たに規定
- 第26条の2に、基幹系の情報システムは、インターネットに接続できないシステムを構築・設置する旨を新たに規定
- 個人情報の保護管理対策のための人的・技術的・物理的・環境的対策に関する規定の整備、およびその他諸規定の追加・変更・修正

◇ プライバシーポリシー

- (利用目的)3.(6)の一部誤りによる文言の修正

以上の説明の後、意見交換が行われ、①条文の一部見直し、②ボランティア等を含め周知を図ることとされ、承認された。

(主な意見)

- <伊藤> 個人情報保護方針第6条第2項は、登録ボランティア等の職員でない者にも適用されるのか。
- <松藪> 「役職員等」の文言は、第2条第2項で「役職員等」の定義されている。職員でない者も含まれる。
- <伊藤> 医師が個人情報をパソコンで家に持ち帰った事例や、車中で盗難にあった事例が新聞で散見されるのであるが、移植施設の医師がそのような事態になった場合はこの条文の対象となるのか。
- <松藪> 今の考え方では、財団のシステムを使うユーザーとしての立場の医師まではカバーできてはいない。調整医師や、担当のコーディネート活動協力医師については対象となる。
- <伊藤> 現時点でボランティアとして登録する場合、個人情報保護について何か誓約等をしてもらっているのか。
- <松藪> 「個人情報の取扱いについて」というルールを記載したものをお渡しして対応している。
- <伊藤> 今回の個人情報保護関連の規定の改正には賛成である。施行にまでにボランティア等の関連する方々に周知をしっかりとしてもらいたい。
- <松藪> 内容について再確認し、周知のための時間をとり、場合によっては施行時期を遅らせることも検討したい。
- <小寺> 公開の場で発言する内容ではないかもしれないが、最近この件に関してニアミスがあったということはないのか。
- <松藪> そういうことはない。法施行から10年が経過したことを踏まえ、整備を行うということである。

- ＜加藤＞ 非常に細かく書いてあると思う。個人情報保護対策基準第8条第2項で個人情報は重要度に応じてレベルⅠからレベルⅢの3段階に分けると記載されているが、そのレベル分けの内容はどのようなものを想定しているのか。
- ＜松藺＞ レベルⅢは「移植推進事業の根幹に関わる患者、ドナー、寄付者の情報のうち、個人が特定可能な情報およびそれに準ずる情報」である。例を挙げると、患者等の氏名、住所、連絡先、IDである。レベルⅡは「レベルⅢに紐付く情報でそのままでは個人が特定できないが他の情報があれば個人を特定できる情報」「骨髄バンク事業を遂行する事業者ならびに関係者の個人情報」である。例を挙げると伏字による患者の氏名や、資料請求者の氏名、住所、連絡先等である。レベルⅠはそれ以外の個人情報である。
- ＜加藤＞ 中央調整委員会時代から使用していたレベルⅠからレベルⅢと同じ内容であるのか。
- ＜松藺＞ 内容は異なっている。
- ＜加藤＞ 「別に定める」でもよいが、簡単にでもその内容が記載してあると分かりやすい。
- ＜小寺＞ これは、第3条に規定されている「基幹系」、「公開系」、「情報系」の各システムとは関係がないのか。
- ＜木村＞ それとは関係がない。
- ＜加藤＞ 情報系は位置付けが曖昧であるのではないか。
- ＜松藺＞ 基幹系とは、原則としてコーディネート支援システム本体のことである。外部からの情報を完全にシャットアウトしている独立のシステムとなっている。公開系はインターネットを通じてホームページ等に掲載する情報システムのことである。情報系システムは、それ以外の日頃使用しているワード・エクセルを含めた事務的に使用するシステムを示している。

(3) アドバイザリーボードメンバーの補充選任について

松藺総務部長より、資料に基づき以下のような説明が行われた。

今般、アドバイザリーボードメンバーの前東京海上日動株式会社医療・福祉法人部長である柴田勝浩氏より、社内の人事異動のため後任の佐藤太亮氏に職を引き継ぎたい旨の申し出があった。アドバイザリーボードは明日5月20日に開催されるため、当日は佐藤氏に出席いただき、6月の理事会においてメンバーとして正式に選任することとしたい。東京海上日動株式会社医療・福祉法人部長には従来からアドバイザリーボードメンバーとしてご出席をいただいている。

以上の説明の後、承認された。

7. 報告事項（敬称略）

(1) AC ジャパンの支援キャンペーンについて（映像公開）

大久保広報渉外部長より、資料に基づき以下のような説明が行われた。

今回 AC ジャパンの CM が 7 月から再開されることになった。通常だと 2 年間の期間を空けることとなるが、今回は 1 年間で再開することとなった。今回の企画は大広大阪本社によるものである。メインキャストは元読売巨人軍、現在ボストンレッドソックスで活躍中の上原浩治選手である。2006 年にドナー登録をしてから、骨髄バンクの活動を支援いただいております。今回はその「目ヂカラ」によって骨髄バンクへの登録を呼びかける内容となっている。7 月 1 日から公開される予定であるが、これからそのテレビバージョン 15 秒編と 30 秒編をご覧ください。

説明の後、広告が上映された。

放映の内容が、テレビ・ラジオ・新聞・交通広告・街頭大型ビジョン・映画館等で放映される予定である。期間は 7 月 1 日から来年 6 月末までとなっている。ユニホーム姿でないのは、球団との契約の関係のためである。投げている画像はフロリダのボストンレッドソックスの球場を提供していただいた。その他は大阪の市街地で撮影をした。

(2) マイナンバー制度の導入について

松菌総務部長より、資料に基づき以下のような説明が行われた。

最初に制度概要である。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が平成 28 年 1 月から運用開始される。これは、住民票を有する全ての者に一人一つの 12 桁の個人番号を割り振ることにより、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。

次に事業者が対応すべき事項である。個人情報保護法では、義務の対象となるのは 5,000 人を超える個人情報を事業活動に利用する事業者に限定されていたが、番号法は全ての事業者が適用を受ける。個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報といい、番号法では特定個人情報に関して、個人情報保護法よりも厳格な各種の保護措置が設けられている。個人番号は、その取扱いに十分な配慮がなされなければならないことから、事業者には取得・利用・管理の各段階で次のような制限及び措置が課せられる。(1) 目的外利用の禁止として、①社会保障(雇用保険・健康保険・厚生年金)に関係する事務、②給与所得の源泉徴収票の作成等、国税に関係する事務、③激甚災害が発生したとき等において被災者への生活支援金支給等に関係する事務、がある。(2) 提供の求めの制限として、法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されている。(3) 本人確認の措置として、本人から個人番号の提供を受ける時は、その者が本人であることを確認するための措置をとる必要がある。(4) 情報の安全管理として、個人番号を取扱う際には、漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のための必要な措置を講じる必要がある。

次に必要な事務手続きである。平成 28 年 1 月からマイナンバーの利用が開始され、行政機関への各種届出の際に個人番号の記載が必要となる。その前段階として、平成 27 年 10 月から通知カードによる国民への番号の通知が開始される。本法人においても、事前に職員へのマイナンバー制度の周知を図るとともに、情報管理体制の整備を行う必要がある。具体的には、職員を対象とした番号申告手続の確実な実施として、マイナンバー制度の説明・周

知・全職員及び扶養親族の個人番号申告手続きの実施を行う必要がある。また、情報管理体制の整備として、①特定個人情報保護方針及び特定個人情報取扱規程の策定、就業規程の改正など各種規程等の整備、②安全管理体制の整備及び取扱い状況の把握、③特定個人情報取扱い管理責任者、教育・訓練担当者の設置、④盗難、紛失、漏えい等を防止するための技術的・物理的措置の構築を行う。

次に今後のスケジュールである。10月より国から個人番号の通知が開始され、来年1月から実際に手続きの際に使用されることとなる。具体的には年末調整、1月には扶養家族の申告する際に必要となるため、10月より臨時職員から個人番号を申告してもらうこととなる。また制度導入に際しての管理体制や諸規定の整備に理事会の承認が必要となることから、日程については今後調整をしていくが、9月中に臨時理事会を開催させていただきたいと考えている。

(主な意見)

- <齋藤> 素朴な疑問であるが、私自身のマイナンバーが他人に知られた場合、悪用されることはあるのか。
- <松園> 住所、氏名、生年月日といった個人情報が個人番号によって紐づけられている特定個人情報が重要な情報である。社会保障や税や関しては個人番号によって、その人の納税情報や社会保障に関する情報が管理される。ゆくゆくはどこまで運営管理されるのか現在は分からないが、各人の資産状況が番号により管理されていくことも考えられる。
- <齋藤> 個人番号だけ知っても本人確認をしない限り、役所から納税状況等が提供されることはないのではないか。
- <松園> 本人確認は必ず必要であることが法律で規定されている。
- <伊藤> P1の2.(1)目的外利用の禁止①の社会保障は、社会保障なのか社会保険なのか、社会保険ならば介護保険が含まれるのかを確認をしてもらいたい。
- <加藤> 今の説明は職員を対象としたものであるのか。
- <松園> そうである。
- <加藤> 調整医師やボランティアの方に謝金を支払う際に個人番号を使用することはあるのか。
- <松園> 使用することとなるので、取扱いに注意をしなければならない。謝金の支払いの際に支払調書を作成しなければならないが、その際に個人番号を記載することとなる。今までは銀行と口座番号を聞いて調書を作成したが、今後は個人番号も併せて聞かなければならない。
- <加藤> それならば、その旨を記載するか別途に作成すべきである。また、これは本件には関係がないと思われるが、骨髄バンクで扱うドナーの情報について、将来的にはドナーの本人確認に個人番号を使用することはありうることなのか。
- <松園> 現在のところ使用目的は社会保障と税に関する事務に限られている。外部の方に謝金を支払う際に源泉徴収をするため、個人番号を把握しなければならないということである。それ以外の使用は考えていない。
- <加藤> 5,000円の謝金などはどうなるのか。
- <松園> 今後考え方を整理しなくてはならない。バンクの規程の中では費用弁償という形をとっていて、その中ではこれは報酬ではなく費用であるという言い方を

しているところもある。例えば3,000円ならば費用と言えるが、10,000円ならそれは報酬であると見られるような部分については、今後整備が必要である。

(3) 臍帯血の国際協力（中部臍帯血バンクとの合意締結）

小瀧新規事業部長より、以下のような説明が行われた。

この度中部さい帯血バンク及び兵庫さい帯血バンクと業務提携が締結された。引き続き日赤系の4バンクとの締結を行い6月、7月で完了する予定である。

(4) 造血幹細胞情報一元化システム構築について

小瀧新規事業部長より、以下のような説明が行われた。

平成25年に造血幹細胞移植に関わるコンピュータシステム構築について、日赤・骨髓バンク・臍帯血バンクネットワーク・日本造血細胞移植学会・日本造血細胞移植データセンターの各組織が話し合いをし、コンピュータシステム構築概要を国に答申した。それをもとに日赤が基本構想を業者に委託し策定をして、平成27年から平成31年までの5か年計画で今後のシステム構築の計画が示されている。この情報一元管理連絡会議への今後の参画の仕方について報告する。これは、日赤が中心となって運営していくものだが、システム機能のこと、業務のこと等を関係機関も参加したプロジェクト体制をもって進めていくものと理解している。組織横断的な仕組みになる。特に骨髓バンクはコーディネート支援システムという大きなシステムをこれに乗せていかなければならないので、参画の仕方として小さな会議から全部参加することを考えている。そのことをご承認いただき、日赤にも協力をお願いしたい。

(主な意見)

- <高梨> 平成25年のコンピュータシステム構築について、参加した5社で合意はなされているが、日赤による情報一元化は予算に応じて進めざるを得ないので、予算がつかない事項は進めにくいということをご理解いただきたい。
- <齋藤> それは私共も理解をしている。予算を要求するときになるべく財団の事情も汲んでいただき、一体としてやらないと意味がない。
- <高梨> 国から予算をとれば日赤で仕事ができるくらいのテンポになると思う。それ以上は難しい。
- <小寺> 今理事長が言われたことは重要なことである。情報の一元化に関わる複数の組織が提案をして動いていくことになるので、予算がついた場合にも、財団やデータセンターがシステムを連携して構築していくための予算の配分も、当初の組織の在り方を十分に考えて行う必要がある。そのことを財団やデータセンターからも申し入れる。

(5) 地区代表協力医師の委嘱について

五月女ドナーコーディネート部チームリーダーより、資料に基づき以下のような説明が行われた。

現在、地区代表協力医師として29名が登録されている。今年度は2年毎の委嘱更新の年であり、事前に全ての医師に打診をした。その結果、26名から引き受けていただけるとの回答を得た。また、関東地区の坂巻医師、花田医師、中部地区の森下医師からは辞退するとの返答をいただいた。これに伴い、関東地区では国家公務員共済組合連合会虎の門病院の内田医師、がん・感染症センター都立駒込病院の垣花医師、中部地区では国立病院機構名古屋医療センターの飯田医師に新たに地区代表医師に就任していただいた。今回の更新により平成29年3月31日までこの29名で業務を進めていく。

(6) 調整医師の新規申請・承認の報告

川原ドナーコーディネーター部長より、資料に基づき以下のような説明が行われた。

平成27年4月9日から平成27年5月11日までの調整医師の新規申請・承認の報告をさせていただきます。今回は16名の医師から申請があり承認がなされた。この結果、調整医師の総数は1,160名となった。

(7) 経団連募金の直近報告

大久保広報渉外部長より、資料に基づき以下のような説明が行われた。

2年前に齋藤理事長と共に経団連にお願いをして、それからの入金状況についてご報告申し上げます。金融界・商業界・産業界に所属する29団体に総計1億9,380万円を依頼しており、その内20団体から9,117万5,892円の入金をいただいた。裏面には個別に依頼した200社について記載されており、そのうち8社から130万円の入金があった。請求書を発行したが、まだ入金されていないところが2社あり、約50万円が未入金となっている。他の会社についても、寄付の協力、登録会、ドナー協力あっせん導入のお願いをしているところである。

(8) 募金報告

大久保広報渉外部長より、資料に基づき以下のような説明が行われた。

4月の募金報告である。件数は356件で前年同期に比べると32件の増加、金額は469万1,526円で前年同期と比べると73万4,684円の増加となった。特にイベントや学園祭、本田美奈子さんを支援している団体から30万円の募金をいただいたことにより、前年を上回る金額となっている。

以上